⑰健康保険

保険年金課

日本では、けがや病気になったときのために必ず健康保険に入ります。

■国民健康保険

会社で働く人は会社の健康保険（**社会保険**）に入ります。
社会保険に入ってない人は伊賀市の「**国民健康保険**」に入ります。

保険税 （払うお金）	保険税は、保険に入る人や世帯主の前の年の収入、保険に入る家族の人数などで決まります。
病院で払うお金 	病院で資格確認書またはマイナンバーカードをみせます。 病院で払うお金が20%か30%になります。 （前の年の収入で決まります。）
相談するところ	保険年金係　**0595-22-9659**

■後期高齢者医療制度

75歳になったら、「**後期高齢者医療制度**」に入ります。
前に入っていた健康保険はやめます。

保険料 （払うお金）	保険料は、保険に入る人や世帯主の前の年の収入で決まります。
病院で払うお金	病院で資格確認書またはマイナンバーカードをみせます。病院で払うお金が10%になります。 （20%、30%の人もいます。） 前の年の収入で決まります。
相談するところ	医療助成係　**0595-22-9660**

そのほか

☝病院に払うお金が決められた額をこえると、払ったお金の一部が戻ることもあります。（**高額療養費**）

☝子どもが生まれたときにもらえるお金（**出産育児一時金**）や、保険に入っている人が死んだときにもらえるお金（**葬祭費**）があります。

⑱国民年金

保険年金課　0595-22-9659

日本では、20歳から59歳の人は必ず**国民年金**に入ります。
年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで障がいが残ったときに、お金がもらえます。

・会社で働く人⇒会社の年金（**厚生年金**）
・会社で働いていない人⇒**国民年金**

保険料 （払うお金）	・保険料は、毎年変わります。 ・お金を払えないときは、年金事務所に相談します。
もらえる年金	・**老齢基礎年金** 65歳からもらえます。年金事務所に相談します。 ・**障害基礎年金** 病気やけがで体などに障がいが残ったときにもらえることがあります。
脱退一時金	・保険料を6ヶ月以上払って、年金を受け取らずに帰国したときにもらえることがあります。
日本年金機構 ホームページ	・年金の説明やお知らせをいろいろな国の言葉で見ることができます。
相談するところ	津年金事務所　059-228-9112 （自動音声案内で①→②）

⑲介護保険

日本に住む40歳以上の人は、みんな「**介護保険**」に入ります。
保険料を払い、寝たきりや介護が必要になったとき　費用の一部を払って必要なサービスを利用できます。
介護サービスを利用したいときは、市に**要介護認定**の申請をします。

相談するところ 	・**介護認定の申請・保険料のこと** 介護高齢福祉課 0595-26-3939 ・**困りごと** 地域包括支援センター 0595-26-1521

⑳障がい福祉

障がいのある人や家族が相談できます。
また、「障害者手帳」をもらうことで、いろいろなサービスが利用できます。

相談するところ	・**手帳のこと** 障がい福祉課 0595-22-9656 ・**困りごと** 障がい者相談支援センター 0595-26-7725

㉑税金

税金は、日本に住む人が、国や県、市に払うお金です。
国や県、市は集まった税金をみんなの生活のために使います。

所得税	・国に払う税金です。 ・病院にお金をたくさん払ったときなど「確定申告」をすると、税金が少なくなることがあります。 **上野税務署** 0595-21-0950
市県民税	・市や県に払う税金です。 ・1月1日に住所のある市に払います。 ・いくら払うかは前の年の1月1日から12月31日にもらった給料などで決まります。 **課税課** 0595-22-9613
自動車税 **軽自動車税**	・毎年4月1日に自動車やバイクを持っている人が県や市に払う税金です。 **伊賀県税事務所（自動車税）** 0595-24-8020 **課税課（軽自動車税）** 0595-22-9613
固定資産税	・毎年1月1日に固定資産（土地・建物など）を持っている人が市に払う税金です。 **課税課** 0595-22-9614
税金を払う	・税金を期限までに払わないと、税金のほかに延滞金も払うことになります。期限までに払えないときは相談します。 **伊賀県税事務所（自動車税）** 0595-24-8020 **収税課（市県民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険税）** 0595-22-9612